

2020年9月2日

福島県知事
内堀 雅雄 様

日本共産党福島県議会議員団
団 長 神山 悦子
副 団 長 宮川えみ子
幹 事 長 宮本しづえ
副幹事長 大橋 沙織
政調会長 吉田 英策

2020年9月定例県議会に関する申し入れ

はじめに

新型コロナウイルス感染症の第2波とも言われる全国的な感染急拡大は、極めて重大な局面となっています。感染者は世界で2,500万人を超え、全国では約7万人、県内でも郡山市や二本松市で新たなクラスターが発生するなど15日連続で感染が確認され、累計161人、8月だけで72人となっています(8/31時点)。感染拡大を抑え込むためには、防疫の観点からPCR等検査を大規模に実施し、陽性者を隔離・保護する以外にありません。東京都医師会では、都内の医療機関1,400カ所を目標に、PCR検査を拡大する方針です。国による思い切った予算措置が今必要であり、県としても検査体制の抜本的拡充に踏み切るべきです。政府は8/22、新たなコロナ対策を公表しましたが、検査や医療のあり方などコロナ対策の根幹に関わる重要な政策であり、国会での議論が急がれます。

新型コロナの世界的感染拡大は、政治と社会のあり方を根本から問うものとなっています。歴史の中では、感染症の世界的な大流行が、それまでの社会の矛盾を顕在化させ歴史を変える契機になってきました。今後長期化が予想されますが、従来のかげにとどまらない発想の転換と対策が求められます。

安倍首相は8月28日、持病の悪化を理由に辞任を表明しました。7年8カ月にわたる「安倍政治」は、憲法と平和の問題でも、暮らしと経済の問題でも、ことごとく民意に反する暴走を続けてきました。集団的自衛権行使容認の閣議決定、安保法制＝戦争法の強行成立、憲法9条に自衛隊を書き込む明文改憲案など、任期中の改憲に強い執念を燃やしてきました。また「森友」「加計」「桜を見る会」疑惑をはじめとする「国政私物化」や行政文書の改ざん・隠ぺいなどの民主主義破壊に対し、世論の厳しい批判にさらされ、経済政策では「アベノミクス」と2度にわたる消費税増税により、格差と貧困が拡大するなど経済に深刻な打撃を与えました。

また本県にとっても、安倍首相の「アンダーコントロール」発言に象徴されるように、原発事故も被害も終わったことにしようとする安倍政治によって、県民はいまなお苦しめられています。原発事故から10年目、こうした国と東京電力の動きが強まる下で、避難者・被災者の暮らしと生業の再建をいかに進めていくのかがあらためて問われています。帰還困難区域の除染なしの避難指示解除や汚染土壌の再利用問題など、

避難者・被災者置き去りの議論が次々と進められ、賠償や住宅無償提供、家賃補助の打ち切りによって、生活に困窮する避難者が出てきています。当たり前の日常が奪われ、暮らしと生業を取り戻せていない避難者への継続した支援が必要です。また、汚染水の海洋放出をめぐる、この夏までに結論を出したい政府に対し、県内 21 の市町村議会と県議会が「反対」や「慎重な対応を求める」意見書を提出、また政府には 3600 ものパブリックコメントが提出されています。被災県の知事として、汚染水の海洋放出に明確に反対を表明すべきです。

地球規模で起こる世界的な気候変動は、全国各地で記録的な大雨をもたらし、浸水被害や土砂災害を引き起こしています。昨年 10 月には本県も、これまで経験のないような豪雨に見舞われ、関連死認定は 6 人、不自由な生活を送る被災者は今なお 1,600 世帯余に及びます。こうした県民の生活再建に引き続き全力をあげるとともに、命を守るために、従来の枠組みを超えた対策が緊急に求められます。さらに、今年も猛烈な暑さが日本列島を襲い、熱中症の疑いで救急搬送される人が急増しています。今年の夏は、新型コロナウイルスの感染が広がる下で、感染症と熱中症の双方に対して厳重な警戒と、万全の備えが欠かせません。積極的な財政支援で、医療現場をこれ以上疲弊させることのないよう国が責任を果たすことが求められます。

安倍首相の辞任表明は、自公政権の政治的行き詰まりの結果であり、後継首相は、国民の審判を受けずに誕生します。政治的基盤は不安定なものにならざるを得ず、新しい激動的な時代の始まりとなります。コロナ、災害、原発などあらゆる面で、政治の根本的転換が求められており、県においても、県民のいのちと健康、暮らし・営業を守る政治の実現を求めます。9 月定例会に先立ち、以上の観点に立って要望します。

一、新型コロナ危機をのりこえ、あらゆる分野で政治の転換を

- 1、新型コロナ・パンデミック危機を受け、これまで歴代政権と安倍政権が進めてきた、すべてを市場原理にゆだね、あらゆる規制を取り払い、資本の目先の利潤を最大化していく「新自由主義」による政策の下で、社会保障をはじめ公的サービスの切り捨て、自己責任を押し付ける政治のあり方そのものを、根本から見直すよう国に求めること。県としてもこの立場から県政の転換を図ること。
- 2、新型コロナウイルスのパンデミック収束に向け、治療薬やワクチン、検査機器や医療機器の開発などを国際社会が連帯して取組むよう、国に働きかけること。
- 3、PCR 等の検査については、クラスター対策から「防疫」という観点に立ち、感染源を面でとらえ感染拡大を抑えること。無症状者を含め「誰でも、いつでも、何度でも」無料で検査できる仕組みを政府主導で実施するよう求め、県もこの観点から検査対象と検査数を大幅に拡充すること。
- 4、新型コロナ感染拡大で個人消費が激減し、今年 4～6 月期の GDP 速報値は年率換算で 27.8%減と戦後最悪の深刻な事態になっていることから、消費税をただちに 5%に戻すよう国に求めること。
- 5、新型コロナによる解雇や雇止めは全国で 4 万 7 千人を超え、県内でも失業者が出ていることから、「自粛と一体の補償」を基本とするよう国に求め、県もその立場で支援すること。

- 6、中央教育審議会特別部会の「中間まとめ」でも指摘されているが、新型コロナ感染拡大をふまえ、20人程度の少人数学級の実施を国に求めること。
- 7、福島原発事故から10年目の今年、「原発ゼロ」を本県から発信するとともに、原発と石炭火力発電をベースロード電源としている国の「エネルギー基本計画」を見直し、自然エネルギーへの転換を国に求めること。
- 8、第一原発からの放射能汚染水については、漁業者をはじめ多くの県民が求めているように海洋放出を中止し、当面、地上での保管を継続するよう国に求めること。
- 9、政府は、迎撃ミサイル「イージス・アショア」の配備を断念したが、一方で憲法違反の「敵地攻撃能力」を保有するとしている。憲法を遵守し、憲法違反の軍備拡大をやめるよう政府に求めること。さらに、オスプレイを自衛隊にも配備し訓練が開始されているが、危険なオスプレイの飛行訓練中止を米軍及び国に求めること。
- 10、異常気象の下で、猛暑や台風豪雨災害が頻発していることから、地球温暖化対策を県政の重点事項に位置付けること。I G C C型であれ石炭火力発電を中止し、カーボン依存からの脱却をめざし本気で取り組みを進めること。

二、新型コロナウイルス感染症から県民のいのちと暮らし、生業を守る県政を

(1) 医療・検査体制の強化

1、検査体制の抜本的転換を

- ①県内での8月以降の新規感染者の拡大は憂慮すべき事態であり、徹底した検査を行う必要がある。濃厚接触者をより幅広く捉えるとともに、感染者周辺で係わりがあった人やコロナ感染ではないかと不安を抱え相談センターに相談した人は検査対象とすること。
- ②県内でも介護施設でクラスターが発生していることから、国の事務連絡を踏まえ、集団感染のリスクが高い医療、介護等の職員や利用者に優先的にPCR検査を実施すること。
- ③発熱外来は市町村ごとに設置し、PCR検査も実施できるよう支援すること。
- ④平田村や古殿町で先行実施している地元出身学生の帰省時のPCR検査を県として実施すること。
- ⑤検査件数を増やすためにも検体採取のリスクが低い唾液による検査方法を拡大すること。
- ⑥大規模な検査を可能とする検査機器を県が購入すること。医療機関が購入する検査機器は全額補助対象とし、検査キット等も県が確保し医療機関に配布すること。
- ⑦新型コロナウイルス感染症にかかる検査費用は、全て国の負担とするよう求めること。
- ⑧行政検査以外でも、PCR検査に関わる個人負担はなくすこと。
- ⑨希望する妊婦がPCR検査を受けるための補助制度が整備されたが、出産立合を希望する家族も対象とすること。

2、医療体制の強化及び支援の拡充

- ①第2波、第3波に対応できるよう今から感染者を受け入れるための医療体制を強化すること。

- ②重症者のための集中治療用ベッドは余裕をもって確保すること。そのために必要な病室や機器の整備について医療機関を支援すること。
- ③新型コロナ感染者を受け入れる医療機関はもちろん、受け入れていない医療機関もサージカルマスク、防護衣、手袋等必要な資材が行き渡るよう県として確保し配布すること。
- ④コロナ感染者の検査や治療を受け入れた医療機関職員への危険手当については、医師や看護師等有資格者に限定せず、患者の誘導や受付、会計事務に当たる職員も対象とすること。
- ⑤コロナ感染者受け入れ医療機関への減収補填の補助基準について、前年比実績は4月ではなくより減収額が大きい5月を基準とすること。
- ⑥コロナ感染者を受け入れていない医療機関でも受診抑制による減収は深刻であることから、国に支援策を求めるとともに県としても減収補助を行うこと。
- ⑦医療、介護、障がい者施設に関わる職員等への慰労金申請は事務負担も大きいことから、11月末としている申請期限を延長すること。
- ⑧慰労金の対象から外された院内保育所や院外の調剤薬局職員、救急隊員、保育所や学童保育職員も対象に加えるよう国に求めるとともに、他県でも実施しているように当面県独自に支給すること。
- ⑨コロナ感染による後遺症の発生が専門家からも指摘されている。後遺症を発症した感染者が安心して継続治療が受けられるよう、医療費公費負担の制度化を国に求めるとともに当面県として支援すること。
- ⑩新型コロナ感染者を積極的に受け入れてきた公的医療機関の統廃合は行わないよう国に求めるとともに、地域医療構想は見直すこと。

(2)保健、公衆衛生の体制強化

- 1、中核市を含め県内9か所に統合された保健所については、保健師、臨床検査技師等を増員するとともに、地域医療圏ごととしている県の保健所は増設を含め見直し、県民の命と健康を守る重要な砦として再構築すること。
- 2、今年度の各種健診を大幅に縮小または中止する自治体が出ているが、実施時期や期間を見直し、必要な健診が受けられるよう市町村を支援すること。
- 3、インフルエンザとコロナの同時流行が危惧されていることから、インフルエンザの予防接種を受けやすいよう費用負担の軽減を国に求めるとともに、県として実施すること。県としてインフルエンザワクチンを確保すること。

(3)介護、障がい者対策

- 1、コロナ感染拡大防止のため、新しい生活様式に基づく施設運営に懸命に努力する事業者を支援するため、不足している防護服、手袋、消毒液等を県として確保し配備すること。また、事業所に交付されるコロナ関連の包括交付金は、申請事務を簡素化し事業者の負担を軽減すること。
- 2、介護事業所職員の慰労金を事務の煩雑さから申請しない事業所があると指摘されている。申請事務の簡素化を国に求めるとともに、県は事業者の申請事務を支援す

ること。

- 3、介護や障がい者施設でもコロナによる減収が事業所運営を困難にしている。利用者の同意を必要としないよう事業所への直接補助を国に求めるとともに、県独自の支援を行うこと。
- 4、雇用環境の悪化の下で、障がい者の雇用はより深刻化し、作業所の仕事も減少している。障がい者の雇用と仕事確保について経済団体に協力要請するとともに、障がい者優先調達推進法に基づき県として特別の対策を講じること。

(4)くらしと経済対策

- 1、感染拡大が止まらない状況は長期化が予測されることから、Go To トラベルキャンペーンの拡大ではなく、事業者への直接支援を強化すること。
- 2、持続化給付金については、対象期間を延長、再給付を国に求めるとともに、申請を受け付ける地方窓口を再度開設するよう求めること。また、電子申請だけでなく紙による申請も可能とするよう国に求めること。農家も持続化給付金の対象となることを周知し申請を支援すること。
- 3、雇用調整助成金は今年12月末まで期間が延長されたが、来年以降の経済動向が不明の下では終了期間を設定すべきではなく、さらなる延長を国に求めること。
- 4、コロナ禍で失業や生活困窮者が増加していることから、住まいの支援や生活資金の貸付け等生活支援策の案内等丁寧な対応を行うこと。
- 5、休業中の労働者が直接申請できる休業支援金制度の周知を図ること。
- 6、川俣町は5人以下の建設業や製造業者の雇用を守るため、従業員1人10万円、1事業所50万円限度の雇用維持支援事業の実施を決めた。このような事業を県事業とし、県民の雇用を守る市町村を支援すること。
- 7、コロナ禍で収入が大幅に減少した世帯への国保や介護保険等の減免制度について、制度の周知を図るよう市町村を支援すること。
- 8、県内で必要なマスクや防護服、消毒液等は、地元で調達できるようサプライチェーンを構築すること。
- 9、旅行等の自粛はしばらく続くと見込まれる。県が行ってきた県民割のように県民を対象にした旅行割引は県民の癒しの機会としても歓迎されていることから、県民対象の宿泊割引を継続して取り組むこと。
- 10、コロナ禍の下でのテレワークへの対応等、ネット環境の整備が求められていることから「光ファイバー回線」設置に向け、未整備地区を有する市町村を支援すること。

(5)子育て支援と子どもたちの豊かな学びを保障するために

- 1、児童生徒、学校現場等への支援を
 - ①3密・感染防止の観点から、高校を含め早期に20人以下の学級編成とすること。教員の加配を県としても行うこと。
 - ②過度な授業の詰め込みなどコロナ禍で子どもたちはさまざまなストレスを抱えており、きめ細やかな配慮がますます必要となっていることから、常駐のスクールカウ

ンセラーを全校に配置すること。

- ③スクールサポートスタッフの賃上げを行い、十分な人数を確保すること。
- ④外出自粛要請などの中で、家庭内暴力や児童虐待の増加が指摘されていることから、関係機関と連携し実態の把握に努めること。
- ⑤コロナ対応を含めて、学校給食費を補助する市町村が増えている。県として学校給食費の無償化を行うこと。
- ⑥学校現場で、コロナ患者に対する偏見や差別をなくすための教育と正しい情報の発信などに努めること。
- ⑦小規模校は感染防止対策に有効であることから「県立高校改革実施計画」は凍結すること。
- ⑧特別教室を含め、すべての小中学校にエアコンを設置できるよう支援すること。
- ⑨大笹生特別支援学校など大規模改修に伴いエアコン設置が遅れている県立学校の普通教室については、リースも含め対応すること。県立学校の維持管理費を増額すること。
- ⑩新しい生活様式のもと、今後も必要となる消毒液やマスクなどの衛生資材、非接触型体温計を各学級分配備すること。

2、学生や大学等への支援を

- ①後期授業料納入が大きな負担となり、休学や退学を検討する学生が増えていることから、県として県内の大学等に通う学生の実態調査を行い、必要な支援を行うこと。また、OECD加盟国で学費が極めて高い日本の大学授業料を見直し、授業料を半額にするよう国に求めること。県として県立大学の学費を半額にすること。
- ②県外で学ぶ本県出身の学生に対し、食費や通信費等の経済的支援をすること。
- ③学生アルバイトも対象となっている休業支援金や緊急雇用安定助成金について、県民および県内企業に対し周知徹底し活用を促すこと。
- ④学生支援緊急給付金について、再給付と対象拡大を国に求めること。
- ⑤ネット環境がない学生もいることから、ノートパソコンやポケット Wi-Fi などの端末機器の購入費用や通信料金の支援を行うこと。国にも求めること。
- ⑥県に私立大学等を担当する部署を設置すること。
- ⑦今後の就職活動に不安を抱える学生への支援を行うこと。県として、震災やコロナ対応に必要な自治体職員と教職員の増員に向け、積極的に正規採用枠を拡大すること。

三、気候変動対策と、異常気象による大規模災害から県民の命と財産を守る

(1)気候変動対策に本気の取り組みを

- 1、県としてSDGs 実現宣言を行うこと。特に核心をなす炭素からの脱却をめざし、国内でも8月6日段階で21都道府県と県内3つを含め151自治体に広がった気候非常事態宣言、CO2ゼロ宣言を本県でも行うこと。

(2)異常気象による災害の対策

- 1、今夏の高温で特に8月以降の熱中症による救急搬送が増加している。高齢者がエアコンを我慢しないよう注意喚起するとともに、エアコンが設置できない低所得世帯への支援策を講じること。生活保護世帯が実質負担のない貸付制度の活用についても周知すること。
- 2、台風や豪雨による災害の頻度が高まっている。自治体のハザードマップの早期改定を支援し、住民への丁寧な説明を行うよう市町村を支援すること。
- 3、河川ごとに避難のタイムラインを作成するとともに、沿線住民の命と安全を守る避難計画の策定に向け市町村を支援すること。
- 4、昨年被災した河川の改修を急ぐとともに、住民要求に応えられるよう日常的に河川の維持管理を行うための事業費を十分に確保すること。

(3)被災者支援の強化

- 1、昨年の東日本台風により被災した住民の生活再建状況を丁寧に把握し、支援が必要な世帯を明確にし支援を行うこと。
- 2、コロナ禍も踏まえた災害救助法の適切な運用を図ること。とりわけ専門家からも指摘があるように避難所での「TKB48」すなわち洋式トイレ、温かい食事、ベッドを48時間以内に整備することを基本とし、避難者が安心して避難生活を送れる環境を整備すること。
- 3、水害の被害認定基準を被害の実相に見合うよう国に見直しを求めること。
- 4、応急修理の対象を拡大し、畳だけの取り換えも支援対象にすること。
- 5、被災者生活再建支援法については、支援金の限度額を最低でも500万円に引き上げるよう国に求めるとともに、県独自の上乘せで被災者の住まいの再建を支援すること。都道府県が半分負担する現在の負担割合を見直し、原則国負担とすること。
- 6、家屋への土砂災害被災世帯に対し、国が撤去費用を負担する仕組みが昨年つくられたが、活用しない自治体もあったことから、制度の周知徹底を図るよう市町村を支援すること。
- 7、土砂災害への対応は県内でも自治体間に大きな格差がある。法面保護まで支援する進んだ自治体の取り組みに学び、県として事業化すること。

(4)環境共生・地域循環型の再エネ等について

- 1、環境破壊が懸念される大規模再エネ発電設備の誘致を見直し、環境共生・地域循環型の再エネを推進する県条例を制定すること。そのため、県エネルギービジョンを見直すこと。
- 2、いわき市遠野地区や阿武隈山系の大規模風力発電や、福島市高湯、相馬市玉野地区等での大規模太陽光発電は環境破壊を懸念する声が上がっており、県としても環境保全の立場から見直しを求めること。
- 3、森林の荒廃が自然災害を引き起こす要因の一つと指摘されている。小規模な作業用林道を整備し森林の育成、木材活用を促進する事業者を支援すること。
- 4、飯舘村に大規模な木質バイオマス発電設備が計画されているが、この地域は放射線量が高かったため排気ガスによる環境汚染が危惧されている。野党の国会議員も

共同で国に見直しを求めており、県としても村と国に見直しを求めること。

- 5、夏井川上流に位置する小野町一般廃棄物最終処分場の増設計画について、下流のいわき市からも主要な水道水源地であり安全性に懸念があるとの意見が県に上がっている。県は事業変更計画を認可しないこと。

四、被災者に寄り添い、原発事故からの真の復興・原発ゼロの発信を

(1) 福島原発の安全な廃炉と全国の原発ゼロの実現を

- 1、福島第一原発事故の原因究明が不十分なまま今年で10年目に入ったが、原発事故による苛酷事故を再び繰り返さないため、あらためて事故原因の究明を国・東京電力に求めること。県として事故検証委員会を設置すること。
- 2、第一原発の汚染水にはトリチウムのほかに、タンクの7割超に62種類の放射性核種とこれまで対象にしていなかったC14が基準値を超えて含まれていることが判明している。汚染水を海洋放出しないよう国・東京電力に求めること。
- 3、日本列島各地で、また本県と近県を震源地とする地震が今年度も頻発していることから、11mとしている福島第一原発の防潮堤の嵩上げを求めること。
- 4、第一、第二原発の施設の老朽化が進んでおり、重要な格納容器の耐震補強も必要な施設も出ているとの指摘があることから、国・東京電力に対し対策を求めること。
- 5、第一原発での廃炉作業等で原発労働者の安全・衛生・労務管理関係の法令違反が、昨年は5割以上あったと福島労働局から指摘されている。新型コロナ対策、猛暑による熱中症対策、放射線量の被ばく低減を図り、危険手当を含めた賃金等の支払いが適正に行われるよう、東京電力に求めること。

(2) イノベーション・コースト構想中心の復興の見直しを

原発事故からの復興について、国も県も被災住民置き去りのイノベーション・コースト構想を国策で進め、財界と一体で莫大な税金をつぎ込み研究拠点を次々と整備し、地方創生のモデルにまでしようとしています。

- 1、財界主導、惨事便乗型の大型開発イノベーション・コースト構想中心の復興を見直し、被災住民の願いである「元の暮らしができるよう」生活の復旧と生業の再建を支援すること。
- 2、復興の名で、財界が求める拠点づくりをめざす「国際教育研究拠点」は、被災県民が願う復興にはつながらないことから、抜本的に見直しを図ること。
- 3、原発事故直後に本県が策定した「復興ビジョン」に基づく県の復興計画に立ち戻り、県民が求める原発事故からの真の復興をめざすこと。

(3) 除染の徹底

- 1、帰還困難区域の避難指示解除は除染を前提とすること。
- 2、飯舘村で計画されている除去土壌に覆土をしないで畑地として農作物栽培に再利用する事業は、飯舘村民はもとより県民の間からも疑問視する意見が出ていることから、中止するよう国に求めること。
- 3、Jヴィレッジの原状回復工事について以下の点に取り組むこと。

- ①原状回復工事は厚労省も認めるように明らかな除染作業であり、作業員の放射線管理を今からでも行うこと。
- ②除染で出た除去土壌がどこでどのように再利用されたのか、J ヴィレッジを所有する県の責任において県民に明らかにすること。
- ③当該地に保管されたままになっていた 8,000 ベクレルを超える指定廃棄物が、8月ようやく中間貯蔵施設に搬出されたが、2年間どこに保管されていたのか明らかにするとともに、県は指定廃棄物の存在を知らながら搬出が遅れた理由を県民に明らかにすること。

(4) 避難者、被災者支援について

- 1、県発表だけでも今も県内外に3万7千人を超える避難者が避難生活を継続している。長期化する避難生活で精神的にも経済的にも限界にある避難者一人ひとりの生活実態を県として調査し必要な支援策を講じること。
- 2、県はこのほど、大熊・双葉両町避難者の住宅無償提供期間を1年間再延長したが、既に打ち切りとなった浪江・富岡両町、葛尾・飯館両村の帰還困難区域からの避難者で今も仮設住宅に居住する世帯への無償提供を継続し、強引な追い出しは行わないこと。コロナ禍で住宅建設工事が進まない世帯の仮設住宅の特定延長は、1年間に限定せず必要な期間を認めること。
- 3、県は原発被災自治体としてすべての県民が被災者との立場で、いわゆる自主避難者に対する裁判は直ちに取下げること。公務員宿舎への避難世帯に対する2倍家賃の請求は中止すること。
- 4、県民健康調査は今後も継続するとともに、甲状腺検査を希望しない県民への強制は行わないこと。
- 5、復興10年以降の被災者、避難者支援については、これまでの各種支援策を継続するよう国に財政支援を求めること。特に要望の強い医療、介護の保険料、利用料の免除措置は継続を強く求めること。

(5) 継続する被害への賠償の継続を

- 1、避難地域住民への各種賠償が既に終了し、生活に困窮する避難者が増大しつつある。長期避難と実質的なふるさと喪失に見合う賠償を行うよう東京電力に求めるとともに、国の賠償指針の早期見直しを求めること。
- 2、商工業者の営業損害賠償の打ち切りを許さず、被害が継続する事業者に必要な賠償を行うよう国と東京電力に求めること。
- 3、農林業の賠償について、3年分を将来分として一括支払う方式がとられているが、避難指示が解除された地区の扱いについて、本人の営農努力に矮小化せず賠償を継続するよう求めること。
- 4、今年9月30日には生業訴訟の仙台高裁判決を迎え、その他の裁判も高裁判決が相次いで予定されている。賠償の上乗せ判決が出されたいわき避難者訴訟では、東京電力が上告した。その申立書で「高裁判決を前例とすれば追加賠償請求が多発することが懸念される」と述べ、賠償を渋る東京電力の姿勢は加害者として大問題であ

- る。県は、被災県民の立場に立ち裁判で闘う県民を支援すること。
- 5、ADR（損害賠償紛争解決センター）は、裁判に代わる国の損害賠償支援機関にふさわしい役割を果たすべきであり、和解仲介の打ち切りは行わないよう国に強く求めること。
 - 6、原発事故による賠償の時効を再延長するための法律改正を国に求めること。

五、商工業、農林水産業の振興について

（１）商工業の支援について

- 1、復興関連事業が減少していることから、公共事業の分離発注をすること。県の事業は可能な限り地元企業に優先的に発注し、地域経済と地元企業を守ること。
- 2、市町村も実施している入札資格のない小規模事業者も公共事業に参加できる仕組みを県としてもつくること。
- 3、中小企業への支援と一体に、最低賃金をただちに時給 1,000 円、さらに 1,500 円への引き上げを国に求めること。県外への労働力流出を防ぐためにも県独自の支援で引き上げを行うこと。
- 4、東北一の売り場面積と言われる（仮称）イオンモール北福島は、県北はもとより県内小売業への甚大な影響は避けられない。「県商業まちづくり推進条例」の理念である歩いて暮らせるまちづくりに基づき、伊達市によるイオン誘致は認めないこと。

（２）農業の支援について

- 1、モモのせん孔細菌病対策について、県として農家の減収支援を行うこと。県農業総合センター果樹研究所の研究開発費を増額し、せん孔細菌病の特効薬開発や原因調査などを行うこと。今後の災害等に備え、技術や知恵を継承できる人員体制を確保すること。せん孔細菌病の桃でも果肉には異常がないことから、商品価値がないとされた桃の流通を支援するとともに、流通の在り方を検討すること。
- 2、肉用牛肥育経営安定交付金制度について、従来どおり都道府県ごとの地域算定方式を認め、地域の実態に合わせた制度運営とするよう国に求めること。
- 3、米の全量全袋検査について、市町村や団体が今後も検査を継続できるよう支援すること。
- 4、原発事故以降、相次ぐ自然災害から農家を守るために、収入保険は白色申告者でも加入できるよう要件緩和を国に求めること。
- 5、水田は大量の水を貯める自然のダムとして位置づけ、田んぼダム事業を県として推進すること。環境保全の観点からも稲作農家への支援を強化すること。
- 6、イノシシの被害対策促進のため、県の「イノシシ管理計画」の抜本の見直しを行うこと。
- 7、原発事故の被害が続き厳しい状況にある漁業者を励まし、漁業の本格操業に向けた支援を強化すること。航路確保など漁港としての機能を確保するため、堆積土砂撤去の予算を大幅に増額すること。
- 8、新型コロナウイルスのパンデミックの状況を見ても、食料安定確保の観点からも家族農業を支援し、食料の自給率を上げるよう国に求めること。県として食料自給

率の目標を持ち、取り組みを進めること。

- 9、学校給食で使用されるパン、麺類等に用いられる小麦のグリホサート等残留農薬検査を実施し公表すること。
- 10、種子法に代わる条例を本県でも制定すること。種苗法改定案は、これまで農家に認められてきた自家増殖が原則禁止とされるなど、農家への新たな負担が発生する懸念があることから国に撤回・廃案を求めること。

六、子どもたちの健やかな成長と教育の充実について

- 1、コロナ禍で少人数学級が求められていることから、国に対し標準法を見直し、大幅な教員増を図るよう求めること。
- 2、県が実施している30人学級については、正規雇用で教員を確保すること。
- 3、伊達地区特別支援学校について、建設予定地が昨年10月の台風による豪雨で浸水被害を受けたことから、設計を見直し校舎部分のかさあげなど水害対策を行うこと。
- 4、特別支援学校の教室不足が深刻化していることから、十分に配置できるよう明確な設置基準を策定するよう国に求めること。また、特別支援教育に関わる支援員の大幅な増員を図るとともに、処遇改善や研修・交流の場を設けること。
- 5、安達地区と南会津地区に設置予定の特別支援学校の新設を促進すること。
- 6、会津大学短期大学部の「一箕寮」は、建築から57年が経ち、大学基準協会から老朽化が指摘されていることから改築すること。
- 7、コロナの影響は今後も続くと想定されることから、県独自の学力調査は来年度以降も中止すること。全国学力調査の中止を国に求めること。
- 8、公立学校教員の「一年単位の變形労働時間制」は、8時間労働制の大原則を壊すものであり、コロナ禍で多忙を極める教職員のさらなる負担増につながることから、県の条例化は行わないこと。
- 9、国が各県に1校は開設するとしている夜間中学を県として早期に設置すること。
- 10、高校授業料無償化は、世帯収入に関わらず実質無償とするよう国に求めること。当面、私学に関しては県としてさらに上乗せし限度額を引き上げること。併せて県独自の給付型奨学金制度を創設すること。

七、県総合計画の見直しについて

コロナ禍の下で、県民、国民の政治や社会の見方が大きく変化しています。改めて県民の命や健康を守る部署の体制を拡充し取り組みを強化しなければならないことも多くの人々の共通認識となっています。

また、東日本大震災と原発事故から10年が経過、未だに3万7千人を超す避難者が故郷に戻れないまま県内外に避難生活を継続する状況が続いており、復興はまだ途上にあります。これらを踏まえた県総合計画の見直しが求められています。

- 1、コロナ禍の体験を踏まえ、県民の命と健康を守ることを最優先し、医療、介護、保健、公衆衛生行政を再構築すること。とりわけ地方行革で半減した保健所体制は抜本的に強化し、地域の保健活動の拠点として整備すること。
- 2、大震災原発事故からの復旧、復興を引き続き県政の重点に位置付け、イノベ優先

- ではなく、県民の暮らしと生業の復興、県民の復興を推進すること。
- 3、地球温暖化による気候変動、異常気象が世界的に大規模災害を引き起こしており、持続可能な社会を目指すSDGsの実現は県政にとっても不可欠の課題となっている。石炭火力発電から抜け出すための真剣な努力が求められており、県のエネルギー政策を抜本的に転換すること。災害から県民の命と財産を守ることを基本に据えること。
 - 4、自民、公明政権が進める「地方創生」は、選択と集中の名で住民のための公共施設や住民サービスを切り捨てようとするものであり、地方の衰退は免れない。県は、浜通りの被災地を舞台に地方創生のトップランナーを目指すとしているが、国言いなりの地方創生ではなく、県民が安心して住み続けられる地域づくりを進めること。
 - 5、ジェンダー平等の実現のため、女性幹部を積極的に登用し、総合計画の見直しにも女性の視点を活かすこと。

以上